

平成26年 6月16日  
総務省政策統括官（統計基準担当）

## 諮 問 の 概 要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「国勢調査」（以下「本調査」という。）の平成 27 年の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

本調査は、法第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査である。

また、本調査は、西暦の末尾が 0 の年に実施される大規模調査<sup>（注 1）</sup>と、大規模調査年から 5 年目に当たる年に簡易な方法により実施する簡易調査<sup>（注 2）</sup>とから成り、平成平成 27 年の本調査は、簡易調査に当たる。

本件申請は平成 27 年の本調査の実施に当たり、報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法等の調査計画の内容を変更するもの。

現行の本調査の報告を求める事項等

報告を求める事項	調査方法	報告者数
ア 氏名	調査員調査 郵送調査 オンライン調査 （自計報告方式）	約 1 億 3 千万人 （約 5 千万世帯）
イ 男女の別		
ウ 出生の年月		
エ 世帯主との続柄		
オ 配偶の関係		
カ 国籍		
キ 現在の住居における居住期間		
ク 5 年前の住居の所在地		
ケ 在学、卒業等教育の状況		
コ 就業状態		
サ 所属の事業所の名称及び事業の種類		
シ 仕事の種類		
ス 従業上の地位		
セ 従業地又は通学地		
ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段		
タ 世帯の種類		
チ 世帯員の数		
ツ 住居の種類		
テ 住宅の床面積		
ト 住宅の建て方		

（注 1）法第 5 条第 2 項本文の規定に基づき 10 年ごとに行う人及び世帯に関する全数調査である。

（注 2）法第 5 条第 2 項ただし書の規定に基づき行う全数調査であり、西暦の末尾が 5 の年に実施されている。

（参照条文）統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（国勢統計）

第 5 条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を 10 年ごとに行い、国勢

統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 (略)

## (1) 報告を求める事項の追加・削除

調査事項について、以下のとおり追加・削除を行う。

ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加  
東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、従来、大規模調査のみで把握していた両調査事項について、簡易調査においても追加する。

イ 「テ 住宅の床面積」の削除

平成27年の本調査において上記アの調査事項を追加することから、大規模調査及び簡易調査の双方において把握していた本調査事項について、記入者負担の軽減を図る観点から大規模調査のみで把握する調査事項とし、簡易調査の調査事項から削る。

## (2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア 調査組織の変更(集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託)

大規模な集合住宅や社会福祉施設等(以下「集合住宅等」という。)においては、管理会社や施設の運営法人等(以下「管理会社等」という。)の従業員に調査員業務を委託することにより、調査をより円滑に実施できるとの意見が都道府県及び市町村から多く寄せられているため、集合住宅等における調査員業務について、管理会社等への委託が可能となるように変更する。

(注) 集合住宅等の管理人などに対しては従来から調査員になってもらうことを依頼していたところであるが、管理人が管理会社等に雇用されている場合は、調査員報酬を受け取ることができないとの理由から受諾してもらえないことが多かった。

イ 調査方法の変更

(ア) オンライン調査の全国展開

調査の効率的かつ円滑な実施や報告者の利便性の向上の観点から、平成22年の本調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査を全国展開し、また、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築する。

また、オンラインによる回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式で調査を実施する。

(イ) 任意封入方式の導入

高齢者世帯の増加に伴い、調査票に回答する際の記入支援が必要な世帯も増えていることから、調査員による記入支援や確認などを円滑に実施するとともに、誤記入などの記入不備を改善するため、報告者から調査員への調査票の提出方法について、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する全封入方式から、世帯のプライバシー意識に配慮しつつ、封入するか否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更する。

#### (ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否

単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などから、調査の円滑な実施のために、調査票の郵送回収を必要とする市町村が多い一方、記入不備に伴う審査事務の負担増などから郵送回収の見直しを求める市町村もある。このようなことから、調査票の郵送回収を調査方法の一つとして原則としつつも、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とする。

#### (エ) 調査員による他計報告調査の併用

平成 27 年の本調査において上記(1)アの調査事項を追加するため、記入者負担の軽減を図る観点から、調査員が外観等から把握が可能である「ト 住宅の建て方」等については、報告者自ら報告する自計報告方式から、原則として調査員による他計報告方式に変更する。

#### ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策

オンライン調査の全国展開に伴い報告者から調査員への専門的な質問が増加することが想定されるため、民間事業者によるコールセンターにおいて新たに調査員からの質問にも対応するなど、調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策を実施することとしている。

#### (3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

産業・職業に関する就業状態を表す集計表については、一体で作成・公表することが望まれるが、従前は就業者（約 6 千万人）に係る目視による符号格付<sup>(注)</sup>業務が膨大であることから、結果利用上、優先する必要がある就業者の産業構成に関する集計を産業等基本集計として公表し、その後、就業者の職業構成に関する職業等基本集計を公表していた。

しかしながら、平成 27 年の本調査では、オンライン調査の全国展開などにより、産業・職業の機械的な符号格付の導入による効率化や産業・職業の同時格付などの事務処理の見直しによって、集計体系を見直し、これまでの産業等基本集計及び職業等基本集計を就業状態等基本集計等に再編し、産業・職業に関する集計表を一体として同時に作成・公表する。

さらに、機械的な符号格付の導入により集計作業が効率化されるため、調査実施から調査結果の公表までの期間を前回調査における 3 年 1 か月（最終公表：平成 25 年 10 月）から 2 年 3 か月（同予定：平成 29 年 12 月）に短縮する。

また、集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等を行う。

(注) 調査対象者が記載した勤務先の産業や職業について、統計処理が可能となるよう、分類基準に従い、分類符号を付与すること。

#### (4) その他

記入者の視認性や分かりやすさの向上の観点から、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等について、必要な改善を行う。

### 3 特記事項

#### (1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況

前回の平成 22 年本調査に係る統計委員会の答申「諮問第 18 号の答申 国勢調査の変更について」（平成 21 年 9 月 14 日付け府統委第 73 号）においては、「平成 27 年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入をしやすくする観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4 名連記式」から「3 名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。」とされている。

これを踏まえ、総務省は数次にわたり試験調査を実施したほか、外部有識者を加えた会議を開催するなどにより、調査事項、調査方法等についての改善策を検討し、その結果を踏まえて今回の申請を行っている。

このため、本課題の調査実施者における検討内容の適否について、確認する必要がある。

#### (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）においては、「国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。」との課題が指摘され、これについては、平成 27 年調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

これを踏まえ、総務省は上記(1)と同様に調査方法等に関する検討を実施し、その結果を踏まえて、今回、オンライン調査の対象を全国に拡大するなどの申請を行っている。

また、公表時期についても、前記 2(3)のとおり、調査実施時期から調査結果の公表までの期間を前回調査における 3 年 1 か月（最終公表：平成 25 年 10 月）から 2 年 3 か月後（同予定：平成 29 年 12 月）に短縮することを計画している。

以上のような、基本計画における指摘事項への調査実施者の対応の適否について、確認する必要がある。

以上

# 国勢調査の概要

## 前回調査の概要

調査の目的：統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査である。

調査の周期：大正 9 年以降ほぼ 5 年ごとに実施

調査日：平成 22 年 10 月 1 日 午前零時現在

調査の対象：平成 22 年 10 月 1 日現在、我が国に常住する全ての人

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

主な調査事項：世帯員に関する事項（男女の別、出生の年月、就業状態など 15 項目）

世帯に関する事項（世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など 5 項目）

調査の方法：＜調査票の配布＞

調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布

＜調査票の回収＞

調査員（全封入）、郵送又はオンライン（東京都に限る。）による回収

＜フォローアップ回収＞

所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が該当世帯を訪問して調査票を直接回収

事務の流れ：



利活用状況：【法定人口としての利用】

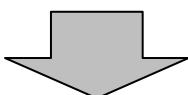
衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

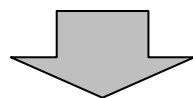
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等



## 近年の重要課題（新たなニーズ）

平成 27 年国勢調査においては、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、調査方法等について所要の見直しを行う。

- ア オンライン等を活用した調査の効率的かつ円滑な実施
- イ オートロックマンションや高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化への対応
- ウ 東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態の把握
- エ 調査結果の公表早期化、統計表の充実等の統計ニーズの増加への対応



## 平成 27 年調査のポイント

- ア 調査方法の変更
  - ・ オンライン調査の全国展開（前回調査は東京都のみ）、スマートフォンにも対応したオンライン調査システムの構築
  - ・ オンライン調査を推進するため、調査票の配布に先行して、オンラインによる回答期間を設定する方式で調査を実施する。
  - ・ 集合住宅や社会福祉施設等における調査員業務を管理会社等へ委託できる仕組みの構築
  - ・ 高齢者世帯に対する記入支援対策として、調査票の調査員への提出方法を任意封入方式で実施
  - ・ 郵送による調査票の回収を地域の実情に応じ、市町村ごとの選択制で実施
  - ・ コールセンターの拡充・強化（調査員からの照会対応の実施等）
- イ 調査事項の変更
  - ・ 東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、「現在の場所に住んでいる期間」及び「5年前に住んでいた場所」を追加
  - ・ 記入者負担の軽減を図るため、「住宅の床面積」を削除
- ウ 調査結果の公表時期の短縮等
  - ・ 調査実施から調査結果の公表までの期間を2年3か月に短縮（前回調査は3年1か月）
  - ・ 集計体系を見直し、産業等基本集計と職業等基本集計を統合し、就業状態等基本集計等に再編

# 平成27年国勢調査 実査フロー

## オンライン調査の全国展開と推進

調査対象世帯の回答の選択肢を増やすことにより利便性を高めるとともに、調査票の記入状況の改善を図るため、オンライン調査を全国展開する。

また、オンライン調査での回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンラインによる回答の期間を設定する方式で調査を実施するとともに、スマートフォンにも対応したものとする。



「諮問第 18 号の答申 国勢調査の変更について」  
 (平成 21 年 9 月 14 日付け府統委第 73 号)における「今後の課題」

3. 今後の課題

平成 27 年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。

なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4 名連記式」から「3 名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)

(抜粋)

別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関する事項」

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。